平成２４年（フ）第１３０２５号
東京都大田区池上８丁目12―５―102
債務者　水上　直美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２９号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目16―３―113
債務者　井上　麻貴（旧姓若山）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０３６号
東京都三鷹市井口４丁目18―22―101
債務者　浅見　拓朗
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０３８号
東京都八王子市大谷町45　都営南大谷アパート４―504
債務者　宮原麻美子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４６号
東京都大田区北糀谷１丁目20―12―404
債務者　鈴木　文江
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目５―７　パールハイツⅡ
債務者　牛久　伸洋
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５２号
神奈川県相模原市緑区下九沢1558―14―204
債務者　常住真紀子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５３号
埼玉県川越市大字豊田本980―８
債務者　高橋健一郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５４号
東京都東久留米市八幡町２丁目11―78―102
債務者　山野　貴史
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５５号
東京都豊島区長崎１丁目11―６
債務者　土屋　由美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６０号
東京都東大和市仲原３丁目13―17―303
債務者　本重　　薫（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６３号
東京都北区東十条２丁目14―15―304
債務者　片倉志保子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６４号
東京都荒川区西尾久８丁目33―５―201
債務者　花村　律子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６５号
東京都江戸川区南葛西６丁目25―９　第５二葉ハイツ102
債務者　佐藤由布子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０６６号
東京都調布市国領町５丁目64―１―205
債務者　松本　大地
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部